

令和 8 年度「新規就農者誘致環境整備事業における P R 動画作成」
業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

本県の新規就農者数は、少子高齢化が進み、人手不足が深刻化し、他産業との人材獲得競争が激化していることにより、年々減少傾向となっている。

そこに農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規参入者や定年帰農者など多様な人材に対して、就農後の営農や生活がイメージできる取組事例の紹介など農業の魅力アップにつながる情報発信を行う。

このため、「新規就農者誘致環境整備事業における P R 動画作成」に係る優れた提案を広く募集し、総合的な選考を行うことにより、業務実施候補者を選定する。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度「新規就農者誘致環境整備事業における P R 動画作成」業務
- (2) 業務内容 別紙「業務委託提案仕様書」による
- (3) 履行期限 令和 9 年 1 月 20 日（水）
- (4) 予算額 650 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 企画提案競技に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出書類
 - ア 応募書（様式 1）
 - イ 企画提案書（別紙）
 - ウ 誓約書及び役員等名簿（様式 2）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
- (2) 提出方法及び提出部数

持参又は郵送 1 部（※企画提案書は電子メールでも送付）

（３）提出期限 令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 5 時 15 分必着

（４）提出先

鹿児島県担い手・地域営農対策協議会 栗田、東瀬戸

（鹿児島県農政部経営技術課就農対策係）

〒 890-8577

住 所 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電 話 099-286-3160

メール keigi-st@pref.kagoshima.lg.jp

5 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式 3）を提出し、回答を受けることができる。

（１）提出場所 鹿児島県担い手・地域営農対策協議会
（鹿児島県農政部経営技術課就農対策係）

（２）提出方法 電子メールによる

（３）提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時 15 分必着

（４）回 答

質問に対する回答は、当日までに提案書を提出した者全てに電子メール等により回答する。また、県公募ページに掲載する。

その回答は、本実施要領、業務委託提案仕様書の追加または修正とみなす。

6 審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて見積額が予算額以内の提案を審査する。

審査は、事前に書類審査を行い、審査委員会で協議の上、順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を特定する。

審査基準については別途定める。

なお、提出書類について質疑がある場合は、個別に連絡する。

7 審査結果

審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

8 留意事項

（１）契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて鹿児島県担い手・地域営農対策協議会との協議により提案された企画提案の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

167 号) 第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

ウ 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

エ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲内において複製を作成するものとする。

オ 本業務の実施にあたっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。